### ★★ (ウ)福祉専門職等と連携して計画を作成する

研修等の実施 (市町村)



福祉専門職等に個別避難計画の制度について理解してもらい、計 画作成のための協力を得るために、研修や説明会等を実施します

- ※ 説明資料として別添の資料(「個別避難計画作成協力のための 説明資料」)を活用いただけます
- 訪問・説明・同意の確認 (福祉専門職等)



福祉専門職等が本人の自宅を訪問し、計画作成について説明を行 い同意を得ます。

計画作成 (福祉専門職等)



- ※地域の支援が必要な場合には、必要に応じて地域と調整する
- 提出された計画の確認 (市町村)



同意書と計画が提出されたら内容を確認します。必要な項目が記入 されているか確認し、記入されていない場合は対応を検討します。

関係者へ共有 (市町村)



提出された計画を支援者や自治会等、消防・警察、そのほかの関係 者へ共有します。

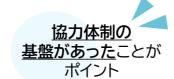
#### **Point** 福祉専門職等の協力を得るために

様々な事情を抱えた要支援者の方の計画作成のためには、日頃から対象者のことをよく知っており、対象者との信頼関係がある 福祉専門職等の協力が欠かせないということを理解していただくことが大切です。

#### 取り組み 例

### 介護支援専門員連絡協議会と連携した取り組み(長崎市)

長崎市では令和3年度の個別避難計画作成モデル事業において、日頃から市と様々な 意見交換や共同研修を実施している介護支援専門員連絡協議会の協力を得て個別避難 計画作成を行いました。実際にケアマネが要支援者の個別避難計画として「安心カード」 を作成し、関係者への情報提供の同意も得ることができました。



内閣府「令和3年度個別避難計画作成モデル事業(市町村事業)最終報告書(長崎市)」より

### 計画の取り扱い

市町村は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な計画内容について、避難支援等実施者等 の関係者に共有することができます。そのため、市町村で取り扱いの方針(共有する内容、関係者の 範囲等)について整理する必要があります。

### こんな場合は……

### ○1 支援者が見つかりません。/支援を依頼しても断られてしまいます。

### 避難支援者には義務や責任が生じないことを理解してもらいましょう。

- 避難支援は義務ではなく、支援できなかった場合や避難支援中に事故が発生した場合に、計画に記載さ れた支援者が責任を問われることはないということを説明するようにしてください。
- どうしても支援者が見つからない場合、介護保険サービス等を活用した避難方法を提案するほか、行政と して本人・家族等が地域と関わりを持つことができるように支援する方策を検討することが必要です。

### **Q2** 計画作成の同意が得られません。

### **A.** 計画作成の進め方を見直してみましょう。

● 特に本人・家族で作成する場合、個別避難計画の制度そ のものや、計画作成方法について書面だけでは理解で きない可能性があります。その場合、地域や福祉専門職 が主体となった計画作成を行うことを検討してください。

### 地域(自治会・民生委員等)の協力が 得られません。

### 日頃から要支援者の情報を共有 できる体制を検討しましょう。

- 地域によっては、計画作成対象者がどのような人で、どこ に住んでいるのか等を全く把握していない場合がありま す。地域が全く状況を把握していない人について、計画作 成の協力を得ることは難しいと考えられます。
- 地域の見守り活動等の対象者から計画作成を進める等の 方法で地域の理解を得たり、平時から地域の要支援者の 情報を共有できる制度について検討することも大切です。

### 鹿児島県内市町村向け

## 個別避難計画スタートアップガイド



令和元年台風第19号における

犠牲者

55

約65%が65歳 以上の高齢者

65歳未満

29人

本ガイドは、市町村が個別避難計画の取り組みを推進する際に、計画作成対象者ごとに必要な計 画作成の支援方法を検討し、進め方の参考にしていただくことを目的としています。

### 個別避難計画の概要

### ■ 背黒

### 高齢者等の犠牲を減らすために市町村の努力義務とされました

令和元年の台風第19号や令和2年7月豪雨など、近年、激甚化・頻発化する水害・土砂災害に おける高齢者等の犠牲が課題となっています。そこで、令和3年5月に災害対策基本法が改正さ れ、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は 災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」(以下、要 支援者)について、市町村が個別避難計画を作成することが努力義務化されました。

### ■ 個別避難計画とは

### 自ら(家族で)避難できない人の避難支援についてまとめた計画です

高齢者や障害者などの災害時に自ら(家族で)避難することが難しい要支援者ごとに、避難の支援、安否の確認その他の 生命又は身体を災害から保護するための必要な支援等を実施するために作成する計画です。

### ■ 計画に定めるべき内容

### 支援者の情報や避難先、避難方法等について記載します

- 避難支援等を実施する支援者の氏名、住所及び電話番号等の連絡先(団体の場合は名称、居所、連絡先)
- 避難先及び避難経路に関すること
- その他、市町村長が必要と認める事項

### 市町村の基本的な取り組みフロー

以下の取り組みフローを参考に、市町村の個別避難計画の取り組みの進め方を検討しましょう。

# **STEP**

**STEP** 

**STEP** 

3

**STEP** 

**STEP** 

### 庁内外における推進体制の整備

- 防災・福祉、その他関係部署の役割分担を行う
- 地域(自治会や自主防災組織、民生委員等)や福祉専門職等に必 要な説明を行い協力を得る

### 福祉専門職 福祉部局 地域包括支援 自治会 …等

### 優先度と進め方の整理(p.2参照) 地域の実情にあわせて計画作成の優先度を整理する

- 優先度に沿って対象者を絞り込み、進め方を決める

### . Ö. 本ガイドでは 3つの進め方を 紹介

### 事前調整(各進め方を参照)

- 本人に説明し同意を取得する
- 関係者への計画作成対象者の情報の共有や事前調整等

### 本人・家族の 自助が前提 本人に必要な 支援は?

### 計画を作成(各進め方を参照)

- 調整会議等で関係者同士による意見交換を行う
- 本人・家族や地域、福祉専門職等により計画案を作成する

# 支援者の役割

### 具体的な 避難方法

# 関係者へ共有

p.1

## 計画内容を確認

- 提出された計画内容を確認し、関係者に共有する
- 実効性を確保するための取り組み(訓練等)を実施する
- 本人の状態の変化や支援者の変更等に伴い計画を更新する

令和6年3月 鹿児島県危機管理防災局災害対策課 099-286-2276

### 計画作成の優先度と進め方

このガイドでは、要支援者の状況に応じた3パターンの個別避難計画の取り組みの進め方を紹介し ます。 要支援者の状況に応じて、地域(自治会や自主防災組織、民生委員等)や福祉専門職など、連 携先ごとに取り組み方を検討しましょう。

- (1)計画作成の優先度の判断 これらの3つのポイントを基に、市町村で計画作成の優先度を検討してください。
  - 優先度を判断する3つのポイント



### 自宅の災害危険性

洪水・内水氾濫・津波による 浸水・家屋倒壊の危険性 土砂災害の危険性



### 本人の心身の状況

- 居住実態 社会的孤立の状況
- 独居・高齢世帯・日中独居
- 家族による避難支援困難
- ・ 近隣・地域との関わりがない など

### 優先的に計画を作成する対象者は……

自力での移動が困難

認知症により避難判断困難

・ 移動に専門的な支援が必要 など

### ②計画作成の進め方の検討(例)

優先的に計画を作成する対象者について、下記のフロー図を参考に進め方を 検討してください。

### **START**

(「①計画作成の優先度の判断」を踏まえて) 計画作成を優先的に作成すべき人か



□ 避難できる

自らまたは家族などとともに避難 を判断し、避難することができるか □ 優先度は低い

### 災害への自主的な備えを促す

個別避難計画の作成の優先度は低いですが、災害の発 生により、想定外の状況になる場合もあります。災害が 発生したらどのような行動が必要か考えましょう。



▲ (ア)本人・家族が計画を作成する へ

□ 難しい(独居、高齢世帯、家族による支援困難等) □ 状況によってできない場合がある(日中独居等)

重度の知的障害/認知症がある、 または人工呼吸器等の医療ケアが 必要など、災害時の判断や意思疎 通、移動の対応が一般に難しいよ うな状況か

□ いいえ/

計画作成に地域の協力が得られる 特段の困難はない (例:見守りボランティア等の見守り対象となっ ている/災害時に支援が必要な者として自治 会等に情報が共有されている※)

□ いいえ

ロはい

### 愉 (ウ)福祉専門職等と連携して計画を作成する へ

□ はい/対応が難しい

### (イ)地域(自治会や自主防災組織、民生委員等) と連携して計画を作成する へ

地域の計画作成協力可否については行政で把握することが難しい ため、これらの情報を参考としながらも、最終的には本人または自 治会等の地域団体に確認する必要があります

### (ア)本人・家族が計画を 作成する

本人・家族で計画を作成できる方には、 避難のタイミングや避難先の考え方を 示し、計画作成を促します。

#### <対象となる人>

本人・同居家族による避難判断・避難 が可能な人/近くに住む親族等で避難 判断・避難の支援が可能な人

<作成に関わる関係者の例> 家族、友人、近隣住民 等

※別紙の様式とガイドを活用 して進めることが可能です



### (イ)地域(自治会や自主防災組織、 民生委員等)と連携して 計画を作成する

自治会・民生委員等、地域の協力が得 られる場合は、一緒に計画作成に取り 組み、平時から関係性が構築できるよ うに努めます。

### <対象となる人>

独居・高齢世帯等の理由で本人・家族 による避難判断・避難が難しい人のう ち、地域の協力を得ることができる人

### <作成に関わる関係者の例>

市町村、自治会(町内会)、自主防災組 織、民生委員、消防団員、地域包括支 援センター、社会福祉協議会、ボラン ティア団体 等

### ♠★ (ウ)福祉専門職等と連携 して計画を作成する

一般の人が対応困難な要支援者につい ては、本人の状況について日頃からよく 知っている福祉専門職等の関係者の協 力が必要不可欠です。

### <対象となる人>

本人・家族による避難判断・避難が難し い人のうち、日頃の地域との関わりがな い人/重度の認知症・寝たきり等、一般 の人では対応が難しいあるいは特別な 対応が必要な人

### <作成に関わる関係者の例>

市町村、ケアマネジャー、相談支援専門 員、地域包括支援センター、福祉サービ ス事業者 等

### 計画作成の進め方の例

### (ア)本人・家族等が計画を作成する

同意書・様式の送付 (市町村)



対象者へ同意書と個別避難計画の説明資料や計画様式を送付します (別途計画様式および作成ガイドをご活用ください)。

本人・家族による計画作成 (本人・家族)



本人・家族により計画を作成します。作成時の不明点等については 市町村の問い合わせ窓口等で対応することなどを検討していくだ

提出された計画の確認 (市町村)



同意書と計画が提出されたら内容を確認します。必要な項目が記 入されているか確認し、記入されていない項目がある場合には避 難支援体制構築のために必要な支援を検討します。

関係者へ共有 (市町村)





提出された計画を支援者や自治会等、消防・警察、そのほかの関係 者へ共有します。

### 災害リスクの確認方法

本人・家族が計画を作成する場合、正しい災害リスクを認識してもらうことが重要です。個別避難計画の案内と一緒に市町村 のハザードマップを同封するなど、災害リスクを認識してもらう工夫を行いましょう。

### 取り組み 例

### マイ・タイムラインを活用した取り組み

別途計画様式および作成ガイドを活用するほか、市町村で公開しているマイ・タイムライ ンに、本人や地域等の関係者がすべき対応が時系列でまとめられている場合、内容によ り個別避難計画の要件を満たしていれば個別避難計画として取り扱う、あるいは補完す るものとしてあわせて作成するといったことも考えられます。



鹿児島市「~作って備える~マイ・タイムライン」

### (イ)地域(自治会や自主防災組織、民生委員等)と連携して計画を作成する

■本人の同意の確認、地域等の 関係者への説明、事前調整等 (市町村)

対象者の同意を得たら、協力を得る地域の関係者を検討し、計画作 成について説明します。必要に応じて対象者の情報を共有します。

※ 説明資料として別添の資料(「ご本人・ご家族向け個別避難計画 作成ガイド」)を活用いただけます

調整会議 ※必要に応じて開催 (市町村・地域等・本人・家族)



本人・家族・関係者を集めた場の調整を行い、具体的な支援方法を 検討します。本人が参加することで、地域等の関係者が本人の状況 を知ることができます。

計画作成 (地域・本人・家族)



調整会議で話し合った支援内容を基に本人・地域等で計画を作成

提出された計画の確認 (市町村)



同意書と計画が提出されたら内容を確認します。必要な項目が記 入されているか確認し、記入されていない場合は対応を検討します。

関係者へ共有 (市町村)



提出された計画を支援者や自治会等、消防・警察、そのほかの関係 者へ共有します。

#### 調整会議で検討する事項 Point

調整会議では、自宅の災害リスクと避難時の課題を確認した上で、①避難先・避難経路、②避難のタイミング、③災害時の行動や 関係者の役割について具体的に話し合います。

## 取り組み

### 地区防災計画と連携した個別避難計画作成

地域の地区防災計画作成の取り組みと連携して進めると、平時から地域全体で要支援者を見 守る体制が構築でき、災害時のスムーズな避難支援が期待できます。県では、平成26年度から、 自主防災組織が取り組む地区防災計画作成の支援事業を行っており、同事業において、地区防 災計画の中に個別避難計画を位置づけ、要支援者の避難支援の実効性を高めると同時に、地 区全体の防災力の向上を図っています。



p.2 p.3